

由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用事業
公募型プロポーザル選定委員会設置要領

（設置）

第1条 由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用事業の事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、由布市長期滞在施設奥江休暇村センター（奥湯の郷）有効活用事業公募型プロポーザルに関する次に掲げる事項について審議し、経過及び審査結果を市長に報告する。

- （1） 実施要領等の調査・研究
- （2） 参加表明書等提出された書類の審査
- （3） プレゼンテーション・ヒアリング要請者の選定及び実施
- （4） プロポーザルの評価及び事業実施者の特定
- （5） 前4号に掲げるもののほか、事業実施者の選定に関し必要な事項

（組織）

第3条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 選定委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- （1） 市民代表
- （2） 市議会議員代表
- （3） 商工関係代表
- （4） 観光関係代表
- （5） 金融機関代表
- （6） 行政代表

（委員長）

第4条 選定委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、前条第2項に掲げる者から代理者を選定し、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる委員会は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 選定委員会の委員は、職務上知り得たことを第三者に漏らしてはならない。

(審査結果の公表等)

第7条 選定委員会は、非公開を原則とする。

- 2 選定委員会における審議の経過及び結果は、事業実施者を選定して後に市長に報告後公表する。

(事務)

第8条 選定委員会の事務は、由布市農政課において処理する。

(選定委員会の解散)

第9条 選定委員会は、第2条に定める任務が終了したとき、解散する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年12月15日から施行する。

(要領の失効)

- 2 この要領は、任務終了の日をもってその効力を失う。